

令和6年度第3回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和7年3月17日（月）

午前10時から

場所 アミューあつぎ

あつぎ市民交流プラザ 6階 602

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) セーフコミュニティ推進条例の点検について……………資料1

(2) セーフコミュニティ推進協議会における決定事項について（報告）…参考1

4 そ の 他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員長	前場 政行	ぜんば まさゆき	有識者
2	職務代理	南波 正志	なんば まさし	市民公募
3	委員	潮田 春男	うしおだ はるお	有識者
4	委員	曾我 晶子	そが あきこ	有識者
5	委員	渡邊 妙子	わたなべ たえこ	市民公募

※任期：令和5年7月27日～令和7年7月26日

厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

令和 6 年度

厚木市セーフコミュニティ推進条例

運用状況点検報告書（案）

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

もくじ

1 令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果	
(1) 点検項目1 第4条（市民の役割） 関連	2
(2) 点検項目2 第5条（市の責務） 関連	3
(3) 点検項目3 第6条（基本計画） 関連	4
(4) 点検項目4 第7条（推進体制） 関連	5
(5) 点検項目5 第10条（情報の提供） 関連	6
3 関連資料	
(1) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績	7
(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿	7
(3) 厚木市セーフコミュニティ推進条例	8
(4) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則	11

令和7年3月 日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

委員長 前 場 政 行

職務代理 南 波 正 志

委 員 潮 田 春 男

委 員 曾 我 晶 子

委 員 渡 邊 妙 子

令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について

厚木市は、平成20年からセーフコミュニティの取組を始め、活動の推進を行っています。平成24年には、日本で初となるセーフコミュニティに特化した条例が制定され、令和3年には3回目の認証を取得しています。セーフコミュニティの理念の下、本条例に基づき、市民と行政等との連携・協働によるセーフコミュニティ活動の継続性が確保されています。

令和6年当初に実施した「市民実感度調査」では、事故やけがなどがなく健康で安心・安全に暮らせるまちづくりが推進されていると実感している人が41.6%という結果でした。今後も市民が安心・安全に生活することができるようセーフコミュニティ活動を推進いたします。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会では、本条例第8条の規定に基づく条例の運用状況について点検を行った結果、別紙のとおり「令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書」として取りまとめましたので報告します。

厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果

【市民の役割】

- 第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

1 点検結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 不十分 ☐ その他
--------	--

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 (1) 次世代防犯ボランティアによる防犯啓発活動「少年少女フェスティバル」における参加校について、今後、厚木市内の他の学校にも参加を促していくとよい。 (2) 少年少女フェスティバルや闇バイト危険性周知キャンペーンなど、若者世代との啓発活動は、時宜を得ており、高く評価できる。今後は、学校や文化会館等のイベントと連携し、ちらしやパンフレットを活用することで若者世代のみならず、より広範な市民へ周知していくとよい。若者世代を巻き込み、世代を超えた人とのつながりを強化する活動が、地域社会の連帯感を醸成する。 (3) 本厚木駅周辺環境浄化パトロールにおいては、実際に視察を通じてパトロールに参加することで防犯意識が高まったことを確認できた。その効果は、他の参加者にも通じ、同様の効果があったと考えられる。この活動の継続は、地域の安全を維持する上で重要である。 (4) セーフティーベストが各地区で定着し、防犯活動に活用されていることは、地域に根ざした活動の浸透を示している。
------	--

【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

1 点検結果	☒ 順調	☐ 概ね順調	☐ 不十分	☐ その他
--------	--	-------------------------------	------------------------------	------------------------------

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 (1) 安心・安全セーフコミュニティ推進地区の設置は厚木市の大きな特徴である。自治会を中心とした、安心安全な防犯体制を作り上げている点は評価できる。 (2) 地域安心安全研修会において、複数の自治会がリピーターになったことは、評価に値する。避難所運営委員会が主催するケースが増加している点も、地域防災力の向上に貢献している。ただし、研修メニューについては、実績を踏まえ、防災・防犯分野に絞り込むことも検討に値する。 (3) 青色回転灯を装備した自動車は、警察で車検証等の手続きが必要となるが、この手続きを簡素化できるとよい。 (4) セーフコミュニティ活動への支援も充実してきたことは評価できる。今後は、より多くの市民が興味関心を持てる工夫を凝らし、活動の裾野を広げていくことが重要である。
------	--

【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

1 点検結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 不十分 ☐ その他
--------	--

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 (1) 厚木市独自の体制になったとしても、国内外のセーフコミュニティの有効な取組を積極的に取り入れるとよい。 (2) 今後は無理のない形で、長期的、継続的に取組を充実させていけるとよい。 (3) 基本計画については、目標値があると成果や進捗が分かりやすく、また目指すべき姿がイメージしやすいので、設定するとよい。
------	--

【推進体制】

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

1 点検結果	☐ 順調 ☒ 概ね順調 ☐ 不十分 ☐ その他
---------------	--

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 (1) 新たなセーフコミュニティの推進体制においても、セーフコミュニティの理念を継承していくことを望む。
-------------	--

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

1 点検結果	☒ 順調 ☐ 概ね順調 ☐ 不十分 ☐ その他
--------	--

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 (1) Y o u T u b e 配信は広報活動の重要な手段として評価でき、多岐に渡る内容は、市民への情報提供に貢献している。今後も配信の継続を期待する。 (2) Y o u T u b e の登録者数の伸び悩みに対して、再生回数が伸びている現状を踏まえ、啓発ちらしの配布やイベント・研修会での動画視聴など多角的な啓発活動を継続するとよい。 (3) 事務局が多岐にわたる意見を集約し、1人でも多くの市民にセーフコミュニティ活動を周知しようと、情報提供の手段を広げている姿勢は評価できる。 (4) リーフレットの配布場所が増え、市民の目に触れる機会が増えたことは評価できる。今後は、リーフレットの視認性を高めるため、拡大掲示などの工夫を検討するとよい。
------	---

令和6年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績

日時	場所	議事
7月29日（月） 10:00～11:30	第二庁舎 11階会議室	①令和6年度セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュールについて ①厚木市セーフコミュニティの今後について ③令和5年度安全・健康・コミュニティに関する調査結果について ④視察可能なセーフコミュニティ活動について
1月30日（木） 10:00～11:30	第二庁舎 16階会議室 A	①厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書（案）について ②今後のスケジュールについて
3月17日（月） 10:00～	あつぎ市民 交流プラザ 6階602	①セーフコミュニティ推進条例の点検について ②セーフコミュニティ推進協議会における決定事項について（報告）

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿（敬称略・順不同）

委員任期：令和5年7月27日から令和7年7月26日まで

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	前場 政行	有識者
2	職務代理	南波 正志	市民公募
3	委員	潮田 春男	有識者
4	委員	曾我 晶子	有識者
5	委員	渡邊 妙子	市民公募

○厚木市セーフコミュニティ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその

結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

○厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。